

忘れないで

住民異動の手続き

市民課(文化センター内) ☎(88)9134

3月と4月は、入学、就職、転勤などで引っ越しをする人が多くなる季節です。これらに伴って必要となる住民異動手続きなどについてお知らせします。

日常生活に影響する住所届

実際の住居を住所登録しないと、児童手当の給付が受けられなかったり、選挙の投票ができなかったりします。右下の一覧表に該当するときは、必ず期限内に届け出をしてください。

▼届出先 市民課または各市民サービスセンター

住民異動届に必要なもの

窓口へ届け出に来る人は、本人確認書類(※1)をお持ちください。お持ちでないときは、保険証や診察券など氏名、

住所、生年月日が確認できる書類2種類以上で本人確認をします。

本人確認の書類以外に必要なものは届け出の種類によって異なりますので、詳しくは一覧表をご覧ください。

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳など顔写真付きの公的機関発行の証明書
 ※2 本市に印鑑登録している人が保証人となり登録申請書に連署し、登録印を押印し、登録番号を記入することで、登録する人が本人であることを保証するもの

●委任状の様式例

委 任 状	
代理人 住 所	須賀川市〇町〇番地
氏 名	牡丹花子
生年月日	昭和〇年〇月〇日
私の(住民異動届、印鑑登録申請)につき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任します。	
平成 年 月 日	
須賀川市長 宛	
委任者 住 所	須賀川市八幡町135番地
氏 名	須賀川 一郎
生年月日	昭和△△年△△月△△日

※用紙は、任意のサイズとし、収入印紙は必要ありません。印鑑登録申請の場合、頼む人(委任者)の押印は、登録する印紙を使用してください。

委任状が必要なときも

進学などで親元から離れて暮らす人も、住民異動の手続きが必要で、必ず本人か異動する人と同一世帯の人が、

届け出をしてください。本人か同一世帯の人が届け出にすることができないときは、本人または同一世帯の人が書いた委任状と代理人の印紙をお持ちになり、届け出をしてください。

届け出は時間に余裕をもって

3月と4月は、窓口が大変混み合い、待ち時間も長くなります。特に、昼休み時間にあたる正午から午後2時ごろまでは、お勤めの人などで混雑しますので、時間に余裕を

印鑑登録は本人が手続きを

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや不動産登記などに使われる大切なものです。印鑑登録の申請には、できるだけ本人がお越しください。どうしても代理人に依頼しなければならぬときは、本人が書いた委任状が必要です。

なお、代理人が申請するときには、即日登録はできません。これは、本人宛てに登録意思の確認をする照会書を郵送し、本人が署名押印した回答書を本人または代理人がお持ちしたときに登録するためです。

印鑑登録に必要なもの

本人が申請するとき

▼登録する印章

▼本人確認書類(※1)

なお、本人確認書類をお持ちでない人は、保証人(本市に印鑑登録をしている人)をつけて申請してください。保証人は登録申請書に連署し、印鑑登録番号の記入と登録印を押印し、登録する人が本人であることを保証することになります。(※2)

印鑑登録証の種類

印鑑登録証の種類は、次のとおりです。
 ▼印鑑登録証(プラスチックカード)
 ▼印鑑登録手帳(紙手帳)
 ▼市民カード

コンビニでも証明書が取得できます

日曜窓口を開設します
 市民課では、入学、就職、転勤などで住民異動手続きをする人が増えることから、臨時の日曜窓口を開設します。
開設日 3月19日、26日、4月2日、9日
時間 午前10時～午後3時

暗証番号を登録した住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機を使って証明書を取得することができます。

取得できる証明書

▼本人または同一世帯員の住民票の写し
 ▼本人の印鑑登録証明書
 ▼本人または同一戸籍内の戸籍全部・個人事項証明書(本市に本籍のある人に限ります)

利用できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セーブオン、ミニストップ

利用できる時間


午前6時30分～午後11時
 ※12月29日から1月3日まで
 は利用できません。

2月1日から
本籍地が本市で市外にお住いの人への戸籍証明書のコンビニ交付開始

他市区町村にお住いの人で本市に本籍がある人を対象に、マイナンバーカードを利用して、戸籍全部・個人事項証明書のコンビニ交付サービスを開始します。

就職や進学で須賀川市を離れる人で、まだマイナンバーカードをお持ちでない人は、カードを取得して、サービスの利用をお勧めします。

なお、カード申請から交付までは1か月程度掛かります。



こんなとき	届け出期限	届け出に必要なもの
ほかの市区町村から転入したとき(転入届)	引っ越してきた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行したもの) ●本人確認書類(※1参照) ●印章 ●通知カード ●国民健康保険証 ●国民年金手帳 ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード
ほかの市区町村へ転出するとき(転出届)	引っ越す予定日のおよそ14日前から(引っ越した区町村への転入届は引っ越した日から14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ●印章 ●本人確認書類(※1参照) ●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●子ども医療費受給者証 ●介護保険証 ●印鑑登録証 ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード ※あらかじめ転出先の住所、世帯主、転出年月日を調べてからおいでください。
市内で住所が変わったとき(転居届)	引っ越した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●印章 ●本人確認書類(※1参照) ●通知カード ●国民健康保険証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●子ども医療費受給者証 ●介護保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)またはマイナンバーカード
世帯主や構成が変わったとき(各種変更届)	変更の事実があった日	<ul style="list-style-type: none"> ●印章 ●本人確認書類(※1参照) ●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証

※住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを所有している人の転出について
 ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを所有している人、またはカード所有者と同一世帯の人の転入手続きには、転出証明書が不要です。
 ●転入手続きの際は、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(所有している人全員分)とその暗証番号が必要になります。暗証番号をご確認の上、手続きをしてください。
 ●転出(予定)日より14日以内に転入手続きをしてください。なお、転出(予定)日から30日以内に転入手続きを行わないと、改めて須賀川市役所で転出手続きが必要になりますのでご注意ください。